

市政記者各位

令和3年5月11日
市民局総務部区政課

ぬくもりあるサービスを！

全区役所に「ご遺族サポート窓口」を開設！

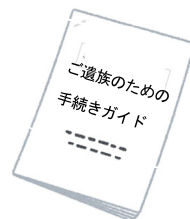
中央区役所で2年前から独自のサービスとして実施しておりました、「ご遺族サポート窓口」を本日5月11日から全区役所に設置します。

身近なご親族が亡くなられた後の手続きについては、個人の状況により様々です。健康保険証などの返却や送付先の変更届など最大30件程にも及ぶ手続きについてご案内し、ご遺族の不安や負担を軽減し、スムーズに手続きを行っていただけるようご遺族をサポートします。

1 概要

(1) 冊子「ご遺族のための手続きガイド(各区版)」を配付

区役所での手続きのほか、銀行預金などの一般的な手続きについて、必要書類や問合せ先などをまとめた冊子を配付します。



(2) 区役所内での各種手続きをサポート

原則事前に電話での相談対応（聞き取り）を行い、区役所での必要手続きをピックアップし、持参物を説明します。

来庁時には実際に手続きを行う窓口をご案内します。希望に応じて、申請書の作成のお手伝いや、窓口への付き添いも行います。



(参考) 中央区のご遺族サポート窓口

2 事前連絡先 各区ご遺族サポート窓口

サポート窓口のご利用を希望される場合は、状況をお伺いし手続きにご準備いただくもののご案内をいたしますので、**お亡くなりになられた方の住所地の区役所市民課に設置している「ご遺族サポート窓口」に、来庁の前にまずはお電話ください。**

◆ご遺族サポート窓口受付時間：午前9時～午後5時

東区	Tel 645-1046	博多区	Tel 419-1017	中央区	Tel 718-1148
南区	Tel 559-5028	城南区	Tel 833-4014	早良区	Tel 833-4347
西区	Tel 895-7016				

※亡くなりの方の住所地の区役所以外に死亡届を提出された場合、住民票に記載されるまで7～10日程度かかりますので、それ以降に窓口にお越しいただくことをお勧めします。

【問合せ先】 福岡市市民局総務部区政課 担当：松崎、伊藤
電話：092-711-4073（内線1716） FAX：092-733-5595

ご遺族の為の

おくやみ手続きガイド

(今後の様々なお手続きのご案内)

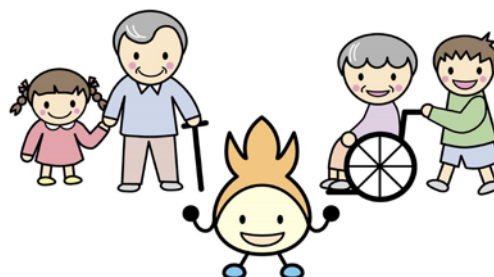
この度はご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

今後、世帯主変更、健康保険証や介護保険証の返納、未支給年金や遺族年金の請求、各種振込・引落口座の変更など、様々なお手続き(申請・届出)が必要となります。

その際に必要なものなどをこの1冊にまとめましたので、どうぞ活用ください。

城南区役所に手続きに来られる時は、このガイドをお持ちください。

なお、このガイドは城南区民の方がお亡くなりになった場合のものです。城南区外の方は、お問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。



【お知らせ】

- 1 福岡市城南区ホームページ(福岡市城南区>くらしの情報>死亡)に、この「おくやみ手続きガイド」、「おくやみ手続き申請書様式(PDF形式)」、「おくやみ手続き申請書一括作成シート(EXCEL形式)」など掲載しておりますので、ご活用ください。
- 2 3人以上の世帯で世帯主の方が亡くなられた場合、世帯主の変更が必要となります。1階市民課・3番窓口で「世帯主変更」の手続きをお願いいたします。

令和3年4月



福岡市城南区役所

おくやみ手続きガイド

目 次

	ページ
1 お持ちいただくもの	1
2 城南区役所での手続き	2
3 福岡市役所関係の手続き	8
4 その他機関等での手続き	10
5 その他	
(1) よくある質問	14
(2) 法定相続情報証明制度について	15
(3) 相続税について	16
(4) 委任状に関するご案内(様式)	17
(5) 城南区役所庁舎案内図	19
(6) 城南保健所庁舎案内図	20
(7) 城南区役所内のお問い合わせ先	22

1 お持ちいただくもの

手続きに来られる方

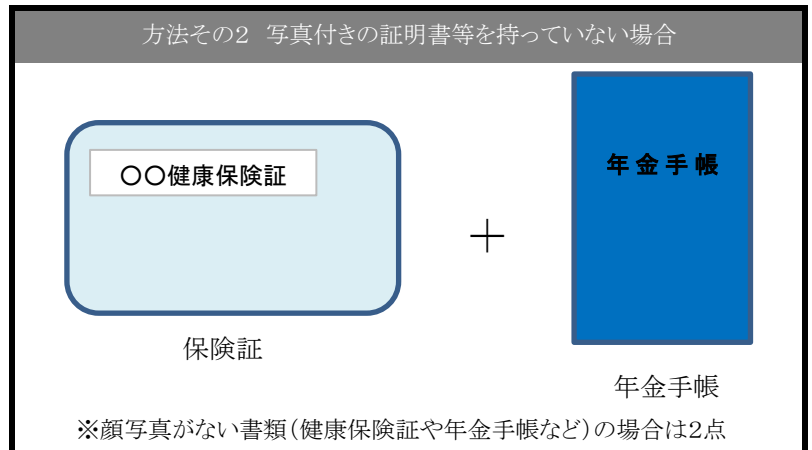
□ 本人確認書類

(窓口での手続きの際には本人確認をいたします。)

◇本人確認書類(例)



または



□ 認印(相続代表・喪主)

□ 預金通帳(相続代表・喪主)

□ 税金の引き落としなどの口座を変更する場合は、預金通帳と銀行印

※「届出する人(本人)」以外の代理人による申請の場合は委任状が必要です。
委任状の様式は17ページにあります。

※お手続きによっては戸籍謄本が必要な場合があります。
一部手続きを除き、原本はお返しできない場合もあります。

〔なお、福岡市以外に本籍地がある場合は、その市区町村にご請求ください。
戸籍謄本や住民票の取得には、委任状が必要となる場合がありますので、
事前に市民課092-833-4017へお問い合わせください。〕

※相続代表者が、法定相続人でなく遺言書にて相続人となられた場合は、遺言書(公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言(検認済みのもの))をお持ちください。

※各種手続き別のご準備いただくものは、2ページ以降をご覧ください。

2 城南区役所での手続き

※お越しの際には、本人確認書類(1ページ参照)を忘れずにお持ちください。

チャエック		窓口	
亡くなった方が		ご準備いただくもの	
手続さく様式番号		届出する人	
15歳以上の方が3人以上の世帯の世帯主だった		新世帯主	
小中学校に在学中の児童生徒の保護者だった		新しく保護者になられる方	
住民基本台帳カードを持っていた 通知カード、マイナンバーカードの 返納義務はありません。		特に指定はありません	
世帯主変更届<101>		委任状(代理人の場合)	
小中学校の保護者 変更届		本人確認書類 委任状(代理人の場合)	
住民基本台帳カード		住民基本台帳カード	
国民健康保険(国保)または 後期高齢者医療に加入していた		国民健康保険の方は、世帯主及び 亡くなった方のマイナンバー	
各種認定証を持っていた		限度額適用認定証 限度額・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証	
葬祭を行った		喪主の口座番号が分かるもの 喪主の認印 (国保は、喪主が署名する場合は不要) 会葬礼状または埋火葬許可証	
国民健康保険の世帯主だった		加入者全員の保険証 加入者全員のマイナンバー キャッシュカード または 銀行通帳及び銀行口座登録印	
上記以外の健康保険に加入していた		加入している健康保険の保険者へお問い合わせください。	
家族を扶養していた		健康保険資格喪失証明書 加入者全員のマイナンバー キャッシュカード または 銀行通帳及び銀行口座登録印	
医療費助成制度を受けていた 重度障がい者医療証を持っていた ひとり親家庭等医療証を持っていた 子ども医療証を持っていた		重度障がい者医療証 ひとり親家庭等医療証 子ども医療証	
18歳未満の児童を養育する父または母など		対象者全員の保険証 対象者全員の戸籍謄本 等	

健康保険・福岡市医療費助成制度

健康保険・福岡市医療費助成制度

住民票

住民票

③

市民課
Tel092-833-4017

⑤

保険年金課
(保険係)
Tel092-833-4123

☐

国民健康保険(国保)、 または、後期高齢者医療に 加入していた方で、 高額療養費 ^(※3) の 払い戻しが必要な方	高額療養費申請 (後期高齢者の方は、 相続人代表者指定届)	相続代表人 ^(※1) (国保の場合は 国保新世帯主)	<input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 認印(国保は、世帯主が 署名する場合は不要) <input type="checkbox"/> 医療機関の領収書 (国民健康保険の場合) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等が必要な場合があります	⑦ 保険年金課 (給付係) Tel092-833-4121
--	-------------------------------------	---	---	-------------------------------------

☐

年金

国民年金を受給していた	未支給年金請求	生計を同じくしていた 3親等内の親族 (*優先順位あり)	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 ※右記⑥欄<留意事項>参照	⑥ 保険年金課 (年金係) Tel092-833-4125
国民年金に加入していた ※ 厚生年金や共済年金、 恩給等もあわせて受給 していた場合は下記も ご確認ください。	遺族基礎年金請求	配偶者・子	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金手帳 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 ※右記⑥欄<留意事項>参照	<留意事項> 年金の種類・請求者毎に 必要書類が異なりますの で、6番窓口でご相談くだ さい。 マイナンバーが確認出来 る場合、添付書類の一部 を省略できる場合があります。
	寡婦年金請求	妻		
	死亡一時金請求	生計を同じくしていた 2親等内の血族 (*優先順位あり)		
厚生年金を受給していた	未支給年金請求	生計を同じくしていた 3親等内の親族 (*優先順位あり)	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 ※右記⑥欄<留意事項>参照	お近くの年金事務所 (お電話でのお問い合 わせは年金ダイヤル TEL0570-05-1165)
	遺族厚生年金請求			
共済年金を受給していた	各共済組合へ直接お問い合わせください			
恩給を受給していた	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください 総務省恩給相談窓口 03-5273-1400			
企業年金を受給していた	各企業年金基金等または企業年金連合会(年金相談室)電話0570-02-2666へお問い合わせください			

*用語説明

- 1 相続代表人・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。
- 2 養育者・・・児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方。
- 3 高額療養費・・・高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。
- 4 高額介護サービス・・・高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

2 城南区役所での手続き

※お越しの際には、本人確認書類(1ページ参照)を忘れずにお持ちください。

チェック		亡くなった方が	手続きく様式番号	届出する人	ご準備いただくもの	窓口
<input type="checkbox"/>	こども	18歳未満の児童を養育する父または母など	児童扶養手当の認定請求等	児童の養育者(*2)	窓口でご相談ください	⑨ 子育て支援課 Tel092-833-4103
<input type="checkbox"/>		親を災害でなくした義務教育終了前の児童の養育者だった	災害遺児手当の認定請求等	親を災害でなくした義務教育終了前の児童の養育者(*2)	窓口でご相談ください	
<input type="checkbox"/>		児童手当, 児童扶養手当, 特別児童扶養手当の認定を受けていた	児童手当, 児童扶養手当, 特別児童扶養手当の変更手続き等	児童の養育者(*2)	窓口でご相談ください	
<input type="checkbox"/>		認可保育園の入所申込をしていた対象児童だった, もしくは保護者だった	家族構成変更届, 申込取下手続き等	児童の養育者(*2)	窓口でご相談ください	
<input type="checkbox"/>		認可保育園の在園児だった, または保護者だった	家族構成変更届, 退所届等	児童の養育者(*2)	窓口でご相談ください	
<input type="checkbox"/>		公立小中学校に在学する児童生徒がいる方で就学援助を受けていた	就学援助の手続き	右記へお問い合わせください 教育委員会教育支援課 Tel092-711-4693 または各小・中学校		
<input type="checkbox"/>	高齢	介護保険の被保険者だった	<input type="checkbox"/> 保険証の返却 <input type="checkbox"/> 送付先変更届	親族	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 印鑑(認印可) <input type="checkbox"/> 相続人代表者の通帳 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本が必要な場合があります <input type="checkbox"/> 高齢者乗車券(交通用福祉ICカード, タクシー助成券)	⑪ 福祉・介護保険課 (介護サービス係) Tel092-833-4105
<input type="checkbox"/>		高額介護サービス(*4)を受けていた	高額介護サービス等未支給分の請求<301/302>	相続代表人(*1)		
<input type="checkbox"/>		高齢者乗車券を持っていた	高齢者乗車券の返還	親族など	<input type="checkbox"/> 高齢者乗車券(交通用福祉ICカード, タクシー助成券) <input type="checkbox"/> 緊急通報システム(本体・ペンダント) <input type="checkbox"/> 福祉電話	⑫ 福祉・介護保険課 (高齢者福祉係) Tel092-833-4170
<input type="checkbox"/>		緊急通報システム・福祉電話を貸与されていた	緊急通報システム・福祉電話の返却			

☐

障がい

障がい福祉サービスを受けていた

- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 障がい福祉サービス受給者証
- ☐ 地域生活支援事業受給者証
- ☐ 福祉乗車券
- ☐ まごころ駐車場
- ☐ 各種手当
- ☐ 緊急通報システム
- ☐ 福祉電話

- ・手帳、受給者証等の返却
- ・福祉乗車券の返却
- ・まごころ駐車場利用証の返却
- ・各種手当の喪失届
- ・緊急通報システムの返却
- ・福祉電話の返却

特に指定はありません

- ☐ 手帳・受給者証
- ☐ 印鑑（認印可）
- ☐ 福祉乗車券（交通用福祉ICカード、タクシー助成券）
- ☐ まごころ駐車場利用証
- ☐ 緊急通報システム（本体・ペンダント）
- ☐ 福祉電話

12

福祉・介護保険課
(障がい者福祉係)
Tel 092-833-4102

☐

精神障がい者保健福祉手帳

- ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院医療)
- ☐ 障がい福祉サービス受給者証(精神障がい)
- ☐ 地域生活支援事業受給者証
- ☐ 福祉乗車券

手帳、受給者証等の返却<506/507>
福祉乗車券の返却

特に指定はありません

- ☐ 手帳・受給者証
- ☐ 福祉乗車券（交通用福祉ICカード、タクシー助成券）

保健所
2階健康課

④番窓口
(精神保健福祉係)
Tel 092-831-4209

☐

小児慢性特定疾病医療受給者証

手帳、受給者証等の返却<501>

特に指定はありません

※指定難病や肝炎について医療費を
選付請求中の方は、別途書類等
が必要な場合がありますので、右
記の②番窓口へお問い合わせくだ
さい。

①番窓口
(母子保健係)
Tel 092-844-1071

②番窓口
(健康・感染症対策係)
Tel 092-831-4261

☐

特定医療費(指定難病)受給者証
肝炎治療受給者証

手帳、受給者証等の返却<502/503>

特に指定はありません

☐

被爆者

被爆者健康手帳を持っていた

葬祭料の請求<504>

相続代表人(*1)

- ☐ 死亡を証する書類
- ☐ 被爆者健康手帳
- ☐ 各種手当証書

保健所
2階健康課

②番窓口
(健康・感染症対策係)
Tel 092-831-4261

※上記以外の書類等も必要な場
がありますので、右記へお問い合わせ
ください。

*用語説明

＜様式番号＞：おくやみ手続き申請書様式一覧(7ページ)の番号

- 1 相続代表人……法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。
- 2 養育者……児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方。
- 3 高額療養費……高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。
- 4 高額介護サービス……高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

2 城南区役所での手続き

※お越しの際には、本人確認書類(1ページ参照)を忘れずにお持ちください。

亡くなった方が	手続きく様式番号	届出する人	ご準備いただくもの	窓口	担当課 処理欄
<input type="checkbox"/> <div>税金等</div>	<div>原動機付きバイク(125cc以下)を持っていた</div>	相続人	<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 印鑑(認印可) <input type="checkbox"/> 車台番号のわかるもの (自賠責保険証明書など) <input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類が必要な場合があります	<div>25</div> <div>課税課 (管理係) Tel092-833-4024</div>	
<input type="checkbox"/>	市県民税の納税義務者だった	相続人	<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類が必要な場合があります (戸籍謄本、遺言書など)	<div>26</div> <div>課税課 (市民税係) Tel092-833-4031</div>	
<input type="checkbox"/>	土地・家屋の所有者 (亡くなった年の12月末までに法務局へ相続登記が出来ない場合)	相続人	<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類が必要な場合があります <input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 銀行通帳 <input type="checkbox"/> 銀行登録印 (口座振替希望の場合)	<div>27</div> <div>課税課 (固定資産税土地係) Tel092-833-4036</div>	
<input type="checkbox"/> <div>その他ご相談</div>	<div>改葬について (遺骨を城南区内の墓地・納骨堂から別の墓地等へ移したい)</div>	墓地や納骨堂の使用人	右記へお問い合わせください	<div>34</div> <div>生活環境課 (環境衛生係) Tel092-833-4087</div>	
<input type="checkbox"/>	相続・遺言について相談したい	(対象) 福岡市内に住むか 通勤する人	右記へお問い合わせください (事前予約が必要です)	<div>21</div> <div>市民相談室 (企画共創課) Tel092-833-4010</div>	

く様式番号：おくやみ手続き申請書様式一覧(7ページ)の番号

*用語説明

- 1 相続代表人・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合等を決めるものではありません。
- 2 養育者・・・児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方。
- 3 高額療養費・・・高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。
- 4 高額介護サービス・・・高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

おくやみ手続き申請書様式一覧(城南区役所)

番号	様式名	所管
101	住民異動届・住民申出書 ※世帯主変更届	市民課
102	住民票の写し等・印鑑登録証明書交付申請書 ※住民票の除票の申請	市民課
103	戸籍証明書等の交付申請書	市民課
201	国民健康保険被保険者異動届(資格喪失・適用終了)	保険年金課
202	国民健康保険送付先変更(解除)届	保険年金課
203	国民健康保険葬祭費支給申請書兼領収書	保険年金課
204	後期高齢者医療 被保険者証等送付先変更申請書	保険年金課
205	後期高齢者医療葬祭費支給申請書	保険年金課
206	委任状【後期高齢者医療制度用】	保険年金課
207	医療費助成対象者資格変更(喪失)届出書兼交付申請書	保険年金課
301	介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書・総合事業高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書	福祉・介護保険課
302	受給権継承届兼誓約書【介護保険用】	福祉・介護保険課
501	小児慢性特定疾病医療受給者証返納届	健康課
502	特定医療費(指定難病)受給者証(送付先変更・返納)届 ※医療費の還付請求中の方のみ申立書	健康課
503	肝炎治療受給者証(変更・返納)届	健康課
504	葬祭料支給申請書【被爆者用】	健康課
505	受取人変更届(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)	健康課
506	精神障害者保健福祉手帳返納届	健康課
507	自立支援医療(精神通院)受給者証返納届	健康課

* 死亡に伴う申請書様式の一部です。複写式のものなど窓口でのみ配布している様式もあります。
 * 福岡市城南区役所ホームページに申請書様式(PDF形式)や申請書一括作成シート(EXCEL形式)を掲載しています。
 (ホームページ:福岡市城南区>くらしの情報>死亡)

3 福岡市役所関係の手続き(「窓口」へ電話でお問い合わせください)

チェック

亡くなった方が	手続き	届出する人	ご準備いただくもの	窓口
---------	-----	-------	-----------	----

☐ 市営住宅

<input type="checkbox"/>	市営住宅の入居者(名義人)だった			福岡市住宅供給公社 市営住宅センター
	同居者が入居の継承をする	市営住宅入居継承承認申請	同居者	業務課業務係 Tel 092-271-2562
	市営住宅を退去する	市営住宅返還	ご家族の方 等	募集課募集係 Tel 092-271-2561
	市営住宅に入居する同居者だった	市営住宅同居者異動届	入居者	業務課調査係 Tel 092-271-0901

☐ 上下水道

<input type="checkbox"/>	水道を使用していた	名義人	名義人を変更する	福岡市水道局 お客さまセンター Tel 092-532-1010 月～金 8:45～17:30 土 9:00～17:00 日・祝・年末年始 休
		名義人だった	使用を中止する	
		井戸水を併用していた	使用中止の連絡	
	井戸水のみを使用していた	世帯人数変更の連絡	世帯人数変更の連絡	道路下水道局 下水道料金課 Tel 092-711-4507 福岡市役所6階
<input type="checkbox"/>	下水道受益者負担金を納付中または猶予中だった	使用者・世帯人数変更の連絡	下水道事業受益者変更届	

☐ 霊園

市立霊園の利用者だった	利用者の変更 (利用権継承申請)	新しい利用者	右記へお問い合わせください。	住宅都市局 みどり運営課 Tel 092-711-4869 福岡市役所4階
-------------	---------------------	--------	----------------	--

☐ 犬

犬の飼い主だった				
新しい飼い主の住所	福岡市内	所有者の変更 (登録事項の変更)	新しい飼い主	右記へ電話でお届けください。 <input type="checkbox"/> 犬の登録番号
	福岡市外	所有者の変更 (登録事項の変更)	新しい飼い主	新しい飼い主の住所地の市区町村役場

東部動物愛護管理センター
Tel092-691-0131
家庭動物啓発センター
Tel092-891-1231

☐ 農地

福岡市内の農地の所有者だった		農地法第3条の3第1項の規定による届け出	農地を相続された方	右記へお問い合わせください。 ※ 福岡市のホームページから、届出様式がダウンロードできます。
農地の所在地	福岡市西区以外 福岡市西区			

農業委員会事務局
農地調整係
Tel092-733-5777
西部出張所
Tel092-806-9435

☐ 森林

福岡市内の森林(※)の所有者だった ※福岡県地域森林計画の対象森林 (右記森林・林政課にお問合せください)	森林の所有者届	森林を相続された方	<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input checked="" type="checkbox"/> 福岡市のホームページから様式がダウンロードできます。 <input type="checkbox"/> 位置図、土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 所有者となった日から90日以内に届け出
---	---------	-----------	--

農林水産局
森林・林政課
Tel092-711-4846
福岡市役所14階

☐ ごみ

ごみについて、通常のごみ出しでは処理しきれないとき

自分で処理施設へ持ち込む	自己搬入ごみ事前受付センターに申込	ごみを持ち込む方	右記へお問い合わせください ※福岡市ホームページにインターネット受付あり	自己搬入ごみ事前受付センター Tel092-433-8234 月～土8:30～16:00 1/1～1/3 休み
収集業者に依頼する	福岡市が許可した収集業者に運搬・処分を依頼	収集を依頼する方	福岡市が許可した「一般廃棄物収集運搬許可業者」へお問い合わせください。	福岡市ホームページに業者一覧あり

4 その他機関等での手続き

手続きに係る証明書等について

- 手続きに必要な書類の中には区役所で発行できるもの(戸籍、住民票・税に関する証明書等)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから区役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。
- 戸籍、住民票、印鑑証明書等：
各区役所市民課、早良区入部出張所、西区西部出張所、証明サービスコーナー(福岡市役所1階、博多駅中央街、東区なみきスクエア1階)で取得できます。
※利用者証明用電子証明のマイナンバーカードをお持ちの方はコンビニでも取得できますが、住民登録地や本籍地が福岡市以外の方については取得できない場合がありますので、事前に当該市町村にお問い合わせください。
※印鑑証明書の交付には、『印鑑登録証』の提示が必要です。
- 所得証明書、固定資産評価証明書等：
区役所課税課、早良区入部出張所、西区西部出張所、千早証明サービスコーナー(東区なみきスクエア1階)、納税管理課(市役所北別館2階)で取得できます。
※窓口により、一部取扱をしていない場合があります。事前にお問い合わせください。
- 証明書の発行には所定の手数料がかかります。

チェック

亡くなった方が
契約・所有していた

手続き

ご準備いただくもの

窓口

生命保険等

生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	<input type="checkbox"/> 保険金請求書 <input type="checkbox"/> 保険証券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 等 ※ 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社 又は代理店
	簡易保険	<input type="checkbox"/> 保険金請求書 <input type="checkbox"/> 保険証券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本、被保険者の除籍抄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書、入院証明書 等 <input type="checkbox"/> 印鑑 ※ 契約内容等によって必要書類は異なります。最寄りの郵便局にご確認ください。	郵便局
損害保険等	名義変更・解約 等	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 <input type="checkbox"/> 相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 ※ 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた 損害保険会社 又は代理店



預貯金・株等

預貯金口座等	口座解凍手続き	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑証明 等 ※ 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等
株式等	名義変更	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑証明 等 ※ 証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等
国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	<input type="checkbox"/> 国債(又は証券保管証書) <input type="checkbox"/> 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 <input type="checkbox"/> 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 <input type="checkbox"/> 印鑑	償還金支払場所 又は 証券保管証書に記載の郵便局



自動車・バイク

普通自動車	自動車税に 関すること	税金(自動車税)については、右記へお問い合わせください。	福岡県西福岡県税事務所 福岡市中央区赤坂1丁目8番8号 福岡西総合庁舎 3階・4階 TEL 092-735-6214
	名義変更等 に 関すること	普通自動車の名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 TEL 050-5540-2078 ＜自動音声ガイダンス＞
軽自動車 (三輪・四輪)	名義変更 または廃車	事前に右記へお問い合わせください。	一般社団法人全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 福岡市東区箱崎ふ頭2丁目2番51号 TEL 092-641-0431
125ccを超えるバイク (二輪)		※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	一般社団法人全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室 福岡市東区千早3丁目10番40号 TEL 050-5540-2078 ＜自動音声ガイダンス＞



4 その他機関等での手続き

亡くなった方が 契約・所有していた	手続き	ご準備いただくもの	窓口
<input type="checkbox"/> チェック 国 税 ・ 不 動 産	相続税手続き 所得税・消費税 申告手続き	事前に右記へお問い合わせください。	西福岡税務署 福岡市早良区百道1丁目5番22号 TEL 092-843-6211
<input type="checkbox"/> 不動産	土地・家屋等 相続登記	<input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 除籍謄本 等 } 法定相続情報一覧図 (p.15)でも代用できます。	(不動産が城南区所在の場合) 福岡法務局 西新出張所 福岡市早良区祖原14番15号 TEL 092-831-4114(代表)
<input type="checkbox"/> 遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 遺言原本 <input type="checkbox"/> 申立人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 遺言者の除籍謄本	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 TEL 092-981-9605 (家事事件受付係)
<input type="checkbox"/> 相続放棄	相続放棄	相続放棄は、相続を知った日から3カ月以内に、被 相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要 があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認 (引き継いだ財産の範囲内で 負債も含めて相続します。相続人全員の 合意が必要です)	
<input type="checkbox"/> 固定電話 (NTT西日本)	名義変更 (電話加入権の継承届) 解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	(NTT西日本の場合) 局番なし116 携帯からは0800-2000116
<input type="checkbox"/> 固定電話 (NTT西日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
<input type="checkbox"/> 携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

電気・ガス・NHK他

インターネット	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	NHK受信契約フリーダイヤル TEL 0120-151515
電気・ガス料金等	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
運転免許証	返納手続き	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 名義人の死亡を証明できる書類 (死亡診断書、死亡検案書、戸籍謄本等)	最寄りの警察署 運転免許試験場
パスポート	返納手続き	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 名義人の死亡を証明できる戸籍謄本等	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡 3階 TEL 092-725-9001
クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

(1) よくある質問

Q: 死亡届は提出したので、他の手続きは何もしなくてもよいですか？

A: 多くの方の場合、他にも手続きが必要となります。詳しくは、2ページ以降をご覧ください。

＜他に必要となる主な手続き＞

健康保険：国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証の返却

※ 上記保険に加入されていた場合は、葬祭費の請求手続きもあります。

介護保険：介護保険被保険者証の返却（お持ちの方）

※ 65歳以上の方は、介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きが必要です。

年金関係：年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。

年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。

税金関係：亡くなった方の状況により、お手続きが必要な場合があります。

Q: 年金関係の手続きは、区役所でできますか？年金事務所での手続きですか？

A: 受給されていた年金の種類により、区役所でお手続きいただける場合と、年金事務所での手続きとなる場合があります。

※ 詳しくは、お近くの年金事務所（お電話でのお問い合わせは、年金ダイヤル【電話】0570-05-1165）にお尋ねください。

Q: 亡くなった人の保険証などが見つからないのですが、手続きはできますか？

A: 証書類に不足がある場合は、状況にあわせてご案内いたします。

記載されているもので事前に準備いただけなかったものがある場合は、手続きの際に窓口でお申し出ください。

Q: 手続きに「死亡の記載のある戸籍が必要」と言われました。すぐに取得できますか？

A: 「どこの市区町村役場に死亡届を提出されたか」と、「亡くなられた方の本籍地がどこか」によって、取得できるまでの日数が変わってきます。

「死亡届を提出された役所」と「本籍地の役所」が同じでも、戸籍の記載が終わるまでに2～3日程度かかります。また本籍地が遠方の場合、1週間～10日程度かかることもあります。

※ 詳しくは、死亡届を提出された役所または本籍地の役所にお尋ねください。

(2) 法定相続情報証明制度(法務省からのお知らせ)

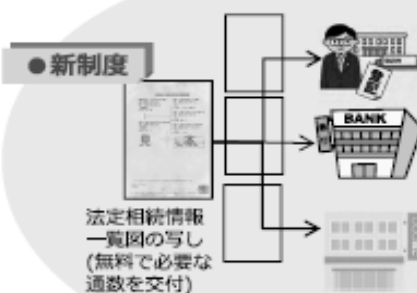
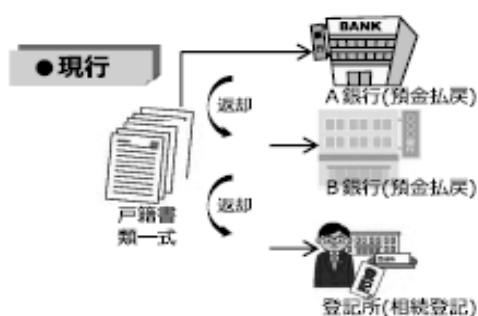
あなたの相続手を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



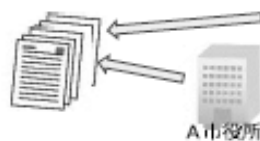
ポイント！

預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出(法定相続人又は代理人)

- ①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

② 確認・交付(登記所)

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸籍謄本等の返却



③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです



※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



(お問い合わせ先)
福岡法務局 西新出張所 TEL092-831-4114(代表)

(3) 相続税について

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が「**遺産に係る基礎控除額**」を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日(通常は亡くなられた日)の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。



○ 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

○ 電話相談センター(国税局税務相談室)

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談(1)」を選択した後、相続税についてのご相談の場合は(3)を選択すると、「電話相談センター」(国税局税務相談室)につながり、職員が相談をお受けします。

○ 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません^(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」(<https://www.zeirishikensaku.jp>)で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

(最寄りの税務署)

西福岡税務署

〒814-8602 福岡市早良区百道1丁目5番22号
Tel.092-843-6211

《開庁時間》 8:30~17:00〔土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。〕

(4) 委任状に関するご案内

各種申請を相続人等の代理の方が行われる場合、委任状が必要となります。

【掲載している委任状の様式について】※委任状は任意の様式でも有効です。

下記は市民課で使用している委任状です。他の課で利用されるときは委任事項欄に委任内容を追加記入してご利用ください。また、市民課以外で使用する場合は、押印が必要な場合がありますので、事前に手続きを行う窓口にお問い合わせください。

記載例		委任状	
代理人（頼まれた人） 住所 福岡市中央区天神1丁目8番1-201号 氏名 博多 花子 生年月日 明・大・昭 〇〇年 〇月 〇日		※全ての項目は、委任者（本人）が記載してください。	
私は、上記の者を代理人と定め、以下の事項を委任いたします。		（委任事項に✓を付けてください） <input type="checkbox"/> 住所の異動届に関すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写しの請求並びに受領に関すること。 <input type="checkbox"/> 戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。 <input type="checkbox"/> （ ）に関すること。	
令和 〇〇年 〇月 〇日 委任者（本人） 住所 福岡市中央区天神1丁目1番1-101号 氏名 福岡 太郎 生年月日 明・大・昭 〇〇年 〇月 〇日 平日昼間に連絡のとれる電話番号：090 (XXXX) XXXX		住民票の場合は、本籍地や続柄の記載の有無を、戸籍の場合は、本籍・筆頭者氏名・必要な証明の種類を、また、必要通知について、あらかじめ代理人へお伝えください。	
※委任状の他に、代理人ご自身の本人確認資料（運転免許証・健康保険証等）が必要です。 ※マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写しを、代理人が請求する場合は、本人の住所宛に郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。 ※申請書は福岡市ホームページからダウンロード・印刷が可能です。 ※偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象となります。			

委任状		ダウンロード様式
代理人（頼まれた人） 住所 _____ 氏名 _____ 生年月日 明・大・昭・平 _____年 _____月 _____日		私は、上記の者を代理人と定め、以下の事項を委任いたします。 （委任事項に✓を付けてください） <input type="checkbox"/> 住所の異動届に関すること。 <input type="checkbox"/> 住民票の写しの請求並びに受領に関すること。 <input type="checkbox"/> 戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。 <input type="checkbox"/> （ ）に関すること。
令和 _____年 _____月 _____日 委任者（本人） 住所 _____		
氏名 _____ 生年月日 明・大・昭・平 _____年 _____月 _____日 平日昼間に連絡のとれる電話番号：_____		
印（自署または記名押印）		

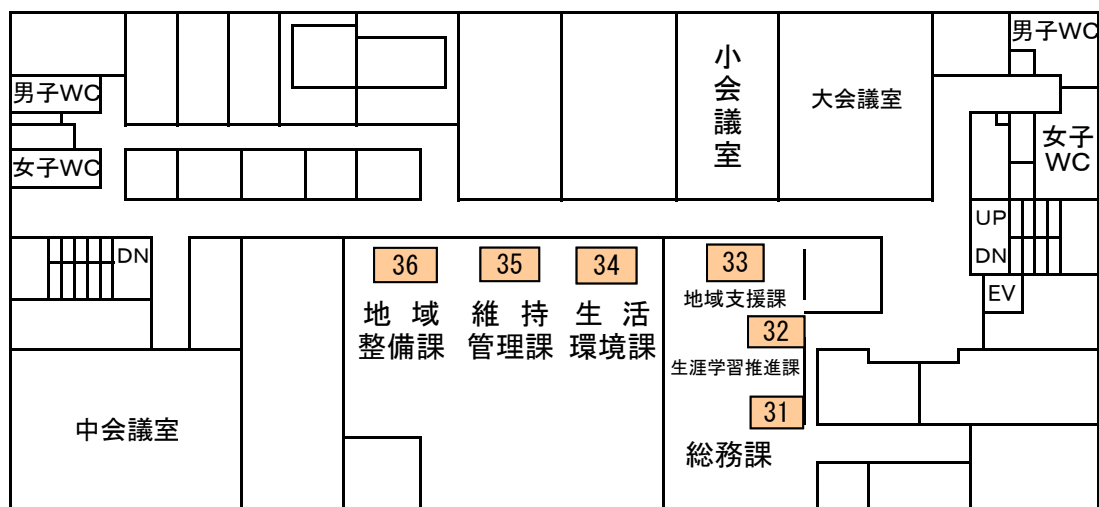
メ 毛

[illegible]

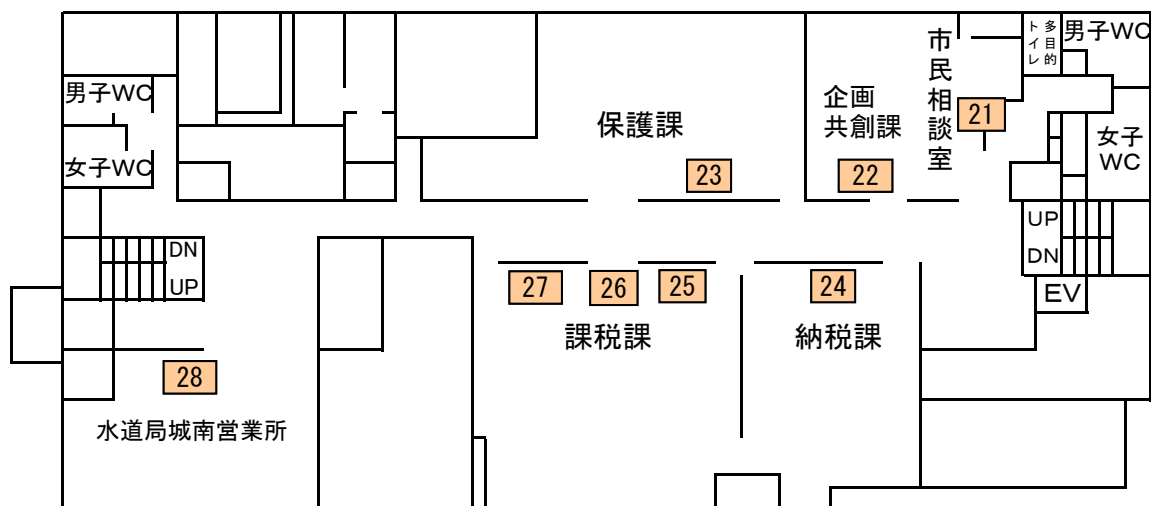
(5)城南区役所 庁舎案内図

3階

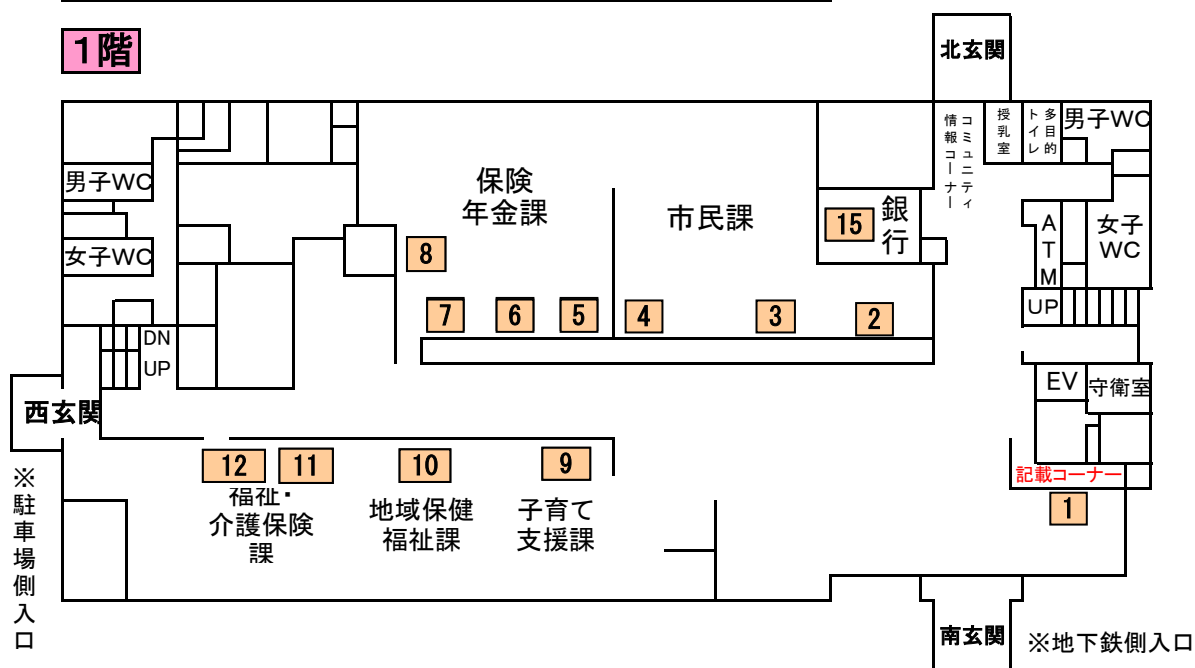
(□付き数字は窓口番号)



2階



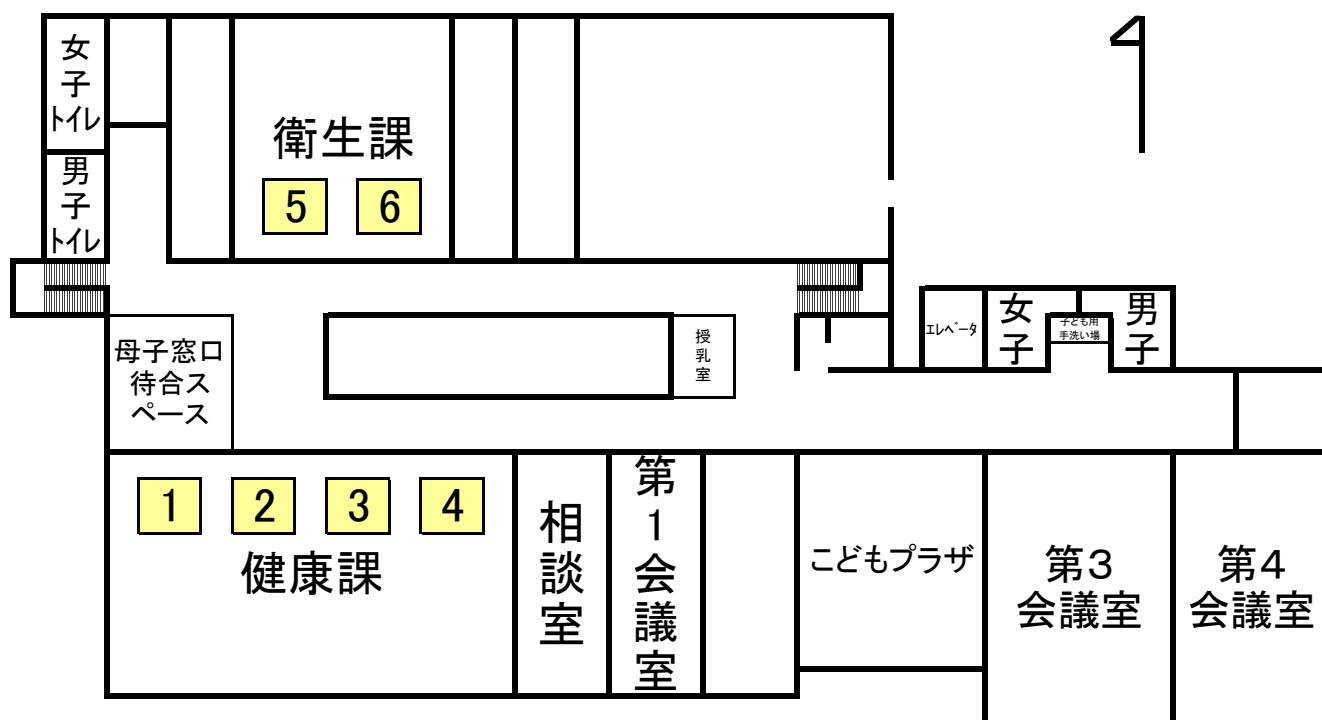
1 階



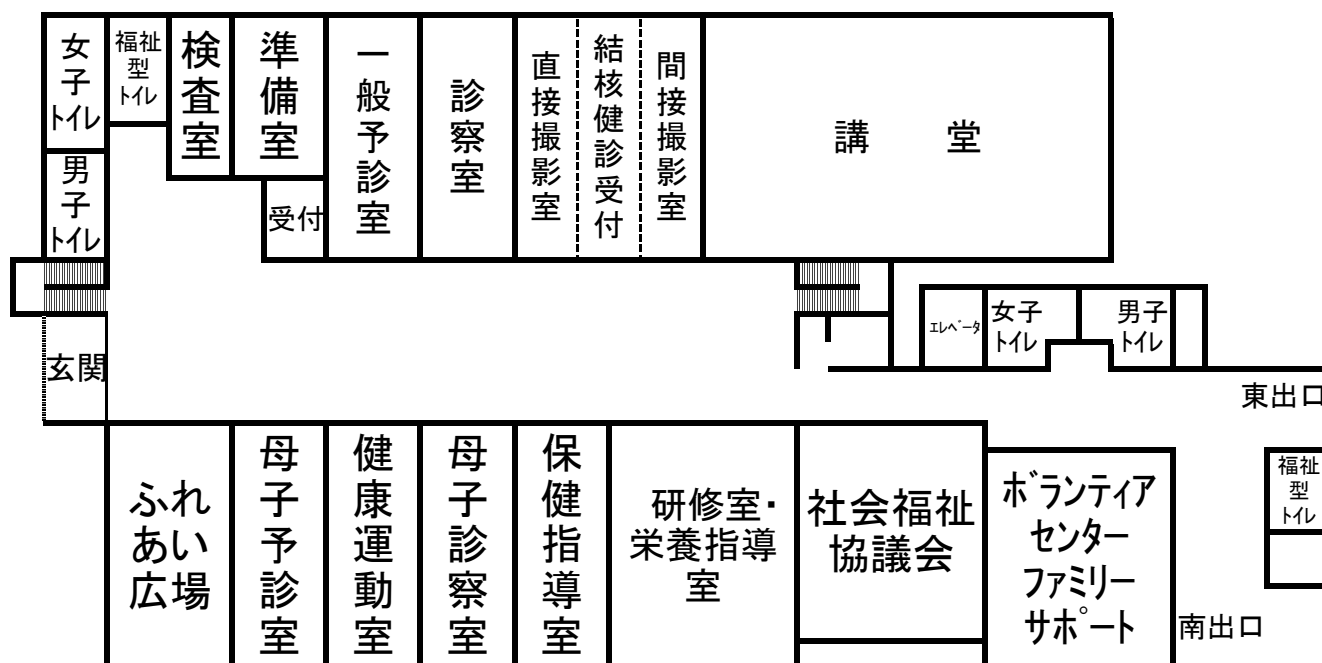
(6) 城南保健所(城南区保健福祉センター) 庁舎案内図

(□付き数字は窓口番号)

2階



1階



メ 毛

[illegible]

(7) 城南区役所内のお問い合わせ先

窓口番号	主な手続き	お問合せ先	電話番号/FAX番号
③	世帯主変更, 小中学校に在学中の児童・生徒の保護者変更, 住民基本台帳カード関係	市民課	TEL092-833-4017 FAX092-841-7740
⑤	国民健康保険, 葬祭費の申請, 各種医療証の返却など	保険年金課 (保険係)	TEL092-833-4123 FAX092-844-6790
⑦	国民健康保険・後期高齢者医療の高額療養費申請	保険年金課 (給付係)	TEL092-833-4121 FAX092-844-6790
⑥	国民年金関係	保険年金課 (国民年金係)	TEL092-833-4125 FAX092-844-6790
⑨	児童手当, 児童扶養手当など	子育て支援課	TEL092-833-4103 FAX092-822-2133
⑪	介護保険関係	福祉・介護保険課 (介護サービス係)	TEL092-833-4105 FAX092-822-2133
⑫	高齢者乗車券, 緊急通報システム・福祉電話の返却	福祉・介護保険課 (高齢者福祉係)	TEL092-833-4170 FAX092-822-2133
	身体障害者手帳, 療育手帳, 障がい福祉サービス, まごころ駐車場など	福祉・介護保険課 (障がい者福祉係)	TEL092-833-4102 FAX092-822-2133 (聴覚障がい者用FAX 092-822-0911)
保健所 2階	④ 精神障害者保健福祉手帳, 自立支援医療受給者証(精神通院医療)など	健康課 (精神保健福祉係)	TEL092-831-4209 FAX092-822-5844
	② 特定医療費(指定難病)受給者証, 被爆者健康手帳など	健康課 (健康・感染症対策係)	TEL092-831-4261 FAX092-822-5844
⑫	② 原動機付きバイク(125cc以下)の登録変更	課税課 (管理係)	TEL092-833-4024 FAX092-841-2145
⑫	② 市県民税納税通知書送付先の変更	課税課 (市民税係)	TEL092-833-4031 FAX092-841-2145
⑫	② 固定資産税の納税義務者の変更	課税課 (固定資産税土地係)	TEL092-833-4036 FAX092-841-2145
⑫	③ 改葬について(城南区のお墓から, 遺骨を別の墓地や納骨堂へ移したい)	生活環境課 (環境衛生係)	TEL092-833-4087 FAX092-822-4095
⑫	② 相続・遺言などの相談	市民相談室	TEL092-833-4010 FAX092-844-1204

このガイドは, 平成30年度城南区ユニバーサル区役所づくり推進委員会で, 死亡に伴う手続き案内をより分かりやすくするために, 職員ワーキンググループで作成したものです。

発行 平成30年12月20日

改訂 令和3年4月1日

福岡市城南区役所総務部企画共創課 TEL092-833-4009 FAX092-844-1204

〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号

ご遺族サポート窓口のご案内

ご遺族サポート窓口では、ご遺族の不安や負担を少しでも軽減するために、お亡くなりになられた方に関する区役所での必要な手続きをご案内し、その後、各窓口にて手続きを行っていただきます。

◆受付時間 9時～17時（※原則予約制です）

- ・区役所の各窓口の受付時間は17時15分までです。時間によってはサポート窓口利用後、各窓口での手続きが行えない場合がありますのでご注意ください。
- ・ご予約時に必要な手続きを確認させていただき、持参していただくものをご案内いたしますので、来所時にはスムーズな手続きが可能になります。
- ・ご予約頂いた方を優先してご案内しております。予約がなくてもご案内できますが、窓口の混雑状況によりお待ちいただくことがあります。


◆受付場所 城南区役所市民課1階 ②番ご遺族サポート窓口

◆ご準備いただくもの

◇窓口に来られる方の本人確認書類

顔写真付きの書類

1点



例) 個人番号カード、
運転免許証、パスポート、
障がい者手帳等

または

顔写真がない書類

2点

〇〇健康保険証 + 年金手帳

健康保険証、年金手帳等

◇各種手続きに必要なもの

おくやみ手続きガイドの2～6ページをご確認ください。

ご予約専用ダイヤル TEL：092-833-4014

※城南区役所以外で死亡届を出された場合、住民票に記載されるまで7日～10日程度かかりますので、それ以降に窓口にお越しいただくことをお勧めします。